

(仮称) 墨田区協治 (ガバナンス)  
推進条例検討委員会会長  
青山 侑 様

(仮称) 墨田区協治 (ガバナンス)  
推進条例検討委員会委員  
加 納 進

(1) 構成について

① 全体

事務局から出されている資料3の(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例の枠組み・構成については、概ね同意いたします。

その上で、「なぜ条例が必要なのか」「条例ができてどう変わるのか」「区民の盛り上がりを待ってから作ればよいのではないか」といった疑問の声や無関心の方が多く、事実であり、内容もさることながら、広く区民に愛される条例を目指すことが重要です。またその前提として、国—都道府県—区—区民の関係が主従関係から区民をトップにして国—都道府県—区が並列の関係になっているという地方分権の理念と、新しい公共の概念について行政も含め理解を深めることが肝要と考えます。

② 前文・目的・基本理念

すみだは歴史・文化が今に息づく街であることから、情緒的といわれるかもしれませんが、特に前文は情感のこもった文章がいいと思います。参考資料3にもありますが、最近の他の自治体の条例では「わたくしたちは」あるいは「わたくしたちの〇〇区は」といった書き出しで始まる条例が増えており、区民の主体性を出す意味で主語を「わたくしたち」とすることを検討してもよいのではないのでしょうか。

目的については、資料3の3ページに記されていますが、前文でも触れることが予測されるので、各主体の役割や責務、情報共有や区民参加等のルールについては個別の条文に規定し、目的の条文は他の自治体の例に倣い簡潔でよいのではないかと思います。

基本理念は、前文や個別の条文にどこまで詳細に記述するか議論をしたらうえで結論を出すべきだと考えますが、合わせて、私としては本条例の位置づけについて議論をしていただきたいと思います。すなわちすみだのまちづくりや自治の最高規範として位置付けるのかどうかという点について明確にいただきたいと思います。私個人としては他の条例や規則等との整合性を図りつつも、本条例を最大限に尊重していくといった最高規範性を持たせるべきであると考えます。

## (2) すみだらしいコミュニティづくりについて

### ① 現状と課題についての対応

言うまでもなくすみだは町会・自治会その他の地域コミュニティが、しっかりと組織化され、機能しております。しかし、地域の方々の一部には、区は行財政改革の一環で職員を削減していることから、本来区で行うことを地域コミュニティに下請けで出している、というやらされ感や、区に協力してあげているのだ、といった意識があることも事実です。地域コミュニティごとの取り組む姿勢に温度差があることも事実であり、本来地域の安全や環境問題など地域力の強さが求められることまで活動の内容に差が出てしまっている現状があります。

一方で、目的やミッションを共有するNPOその他のテーマコミュニティも年々数が増えてきております。また、企業も社会貢献が求められる時代となり、すでに多くの企業が社会貢献や地域貢献の活動をしている実態もあります。

区としてはこうしたまちづくりの担い手を育成・支援する責務があることから、いい面と悪い面を正しく認識し、現状と課題を分析したうえで、条例ができた後に、コミュニティ組織の主体性が発揮できる施策や事業につながるような内容の条文を検討していただきたいと思っております。さらに既存の組織・団体が既得権化しないよう支援の在り方を見直していくことも重要ではないでしょうか。

### ② 「すみだらしいコミュニティづくりについて」という表現について

「すみだらしいコミュニティづくり」という表現には、やや行政が主体となって押しつけている印象を受けます。すなわち、「すみだらしさ」は主観的な表現で、歴史、文化、伝統といった墨田区の資源はあっても、都市部である墨田区の住民のライフスタイルや価値観は多様化しており、歴史や文化に裏打ちされた「すみだらしさ」は区民一人一人が感じるものと思っております。したがって、「コミュニティ」を形容する言葉として適切かどうか疑問に感じます。簡潔に「コミュニティづくり」としたり「やさしいまちすみだの担い手づくり」といった表現のほうがよいのではないかと思います。